



支部情報

2020. No.5

発行：(公社)北海道宅地建物取引業協会釧路支部 発行人：小泉 弘 編集人：尾越史典
 釧路支部ホームページ <http://www.takken-kushiro.jp/>

■ 第3回宅建協会不動産研修会を開催します

過日ご案内をしておりますが、2月16日(火)に令和2年度第3回宅建協会不動産研修会を開催します。今回は講師による講義形式での開催を中止し、動画を使用した研修とさせていただきます。新型コロナウイルス感染症対策を行い開催いたしますので、出席くださいますようご案内します。



日 時 令和3年2月16日(火) 13:30~15:30
 場 所 ANAクラウンプラザホテル釧路 3階万葉の間
 研修科目 テーマ1. 「低未利用地の利活用促進に向けた長期譲渡所得の100万円控除について」
 テーマ2. 「賃貸借契約・売買契約をめぐる相続トラブル」

(相談研修委員会)

■ 令和2年度宅地建物取引士資格試験の合格発表

10月18日実施されました令和2年度宅地建物取引士資格試験の合格者が、12月3日に発表されました。合格判定基準は50問中38問以上正解した者(登録講習修了者は45問中33問以上正解した者)となっております。

	申込者(人)	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
釧路会場	(35) 263	(34) 216	(4) 21	(11.8) 9.7
北海道	(1,429) 7,313	(1,281) 5,966	(211) 825	(16.5) 13.8
全国	(51,057) 204,163	(45,492) 168,989	(8,902) 29,728	(19.6) 17.6

※ () は登録講習修了者

(相談研修委員会)

■ 新入会員実務セミナーの開催を中止しました

令和3年1月26日(火)に予定をしておりました釧路支部が主催する「令和2年度新入会員実務セミナー」を、新型コロナウイルス感染症の感染拡大ため、開催を中止しました。本セミナーは、令和3年度に改めて開催を計画いたします。

(相談研修委員会)

■ 相談・苦情処理研修会を開催しました

2月4日（木）、ANAクラウンプラザホテル釧路において、支部認定相談員の知識修得・技量の向上を目的とした令和2年度相談・苦情処理研修会を開催しました。

当日は、本部相談担当職員による不動産取引に関する法施行・改正情報等の解説後に、事例課題を挙げて相談対応についてディスカッションを行いました。支部役員・職員10名が聴講し、今後の支部での相談対応に大変参考となる研修会でした。

(相談研修委員会)

■ 全宅連版「重要事項説明書の書き方」の配布について

令和2年度支部会員研修事業は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により十分な対応が出来なかったことから、令和2年10月改訂版 全宅連編集・発行図書「重要事項説明書の書き方」を、参考図書として会員の皆様に配布することといたしました。

この解説本は、令和2年4月に施行された新民法（債権法）改正に対応し、記載例と取引における留意点を記載しており、充実した内容となっておりますので、業務の参考にしてください。

配布スケジュールは、以下の通り予定しております。



* 配布スケジュール

- ・第3回宅建協会不動産研修会（令和3年2月16日開催予定）での配布
- ・研修会欠席者には、3月上旬までに随時発送いたします。

(相談研修委員会)

■ 法令等の改正情報について

・「特定転貸事業者等の違反行為に対する監督処分の基準の策定について」

令和2年12月10日 国不参第27号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律が令和2年6月19日に公布され、法の一部の規定（サブリース事業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化に係る措置）が令和2年12月15日から施行されることに伴い、今般国土交通省において「特定転貸事業者等の違反行為に関する監督処分の基準」等が策定されました。

・「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行について」

令和2年12月15日 国不参第30号

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律が令和2年6月19日に公布され、法の一部の規定が令和2年12月15日に施行されました。

・「行政手続における押印原則の見直しに係る 宅地建物取引業法施行規則等の一部改正について」

令和2年12月23日 国不動第67号 国不参第34号

宅建業の免許申請に係る申請書関係については、申請者の押印が原則必要でありましたが、政府の規制改革実施計画に基づき、今般、宅地建物取引業法施行規則が一部改正されることとなりました。

詳細については、(全宅連HP) ⇒ ハトサポ(会員ログイン) ⇒ (法令改正情報)

※ID、パスワードが必要です。

(企画広報近代化委員会)

■ 釧路市の市有地処分の媒介依頼について

本年度の釧路市より市有地処分の媒介依頼の物件は、現在8件ございます。市有地処分媒介について、会員の皆様のご協力をお願いします。

【本年度の対象物件】

(R3.2.9現在)

物件番号	所在地	地目	面積(m ²)	売払金額(円)
2	釧路市春採1丁目132番2	宅地	198.86	2,320,000
4	釧路市阿寒町富士見2丁目50番	宅地	380.79	1,453,000
5	釧路市阿寒町中央2丁目25番112	宅地	464.68	1,505,000
6	釧路市阿寒町中央2丁目25番142	宅地	461.91	1,749,000
7	釧路市音別町朝日3丁目36番	宅地	334.25	606,000
8	釧路市音別町中園1丁目30番1	宅地	614.26	1,410,000
11	釧路市川北町8番2	宅地	1,050.09	27,334,950
12	釧路市川北町8番7	宅地	101.03	* 2,421,960

*買受申請書審査中

○申込受付期間 令和2年4月15日～令和3年2月26日まで

＜物件に対してのお問合せ先＞

釧路市財政部市有財産対策室（電話0154-23-5195）

ホームページ <http://www.city.kushiro.lg.jp/>

トップページ上段の緑色のメニューより「産業・ビジネス」をクリックし、ページ下部の「市有財産利活用」（売却情報）⇒「市有財産売却事業（価格固定先着順）の概要」へとお進みいただくと、物件概要の詳細が掲載されております。

＜協定に関するお問合せ先＞

宅建協会釧路支部（電話0154-25-2222） ※協定に関する書類があります。

（企画広報近代化委員会）

■ 釧路錦町駐車場附帯施設空きテナント貸借の紹介協力について

本年度の釧路市より釧路錦町駐車場附帯施設の貸借の媒介に関しての媒介依頼は、2件ございます。テナント貸借の紹介協力について、会員皆様にご協力をお願いします。

1. 貸借の媒介を依頼する物件

釧路市錦町駐車場附帯施設（釧路市錦町4丁目7番地）

1階、2階（店舗・事務所）

2. 依頼期間 令和2年5月7日から令和3年3月31日まで

3. 物件詳細資料等 別紙参照

＜協定に関するお問合せ先＞

宅建協会釧路支部（電話0154-25-2222） ※紹介を希望される場合は、ご照会下さい。

＜物件及び釧路市駐車場条例対してのお問合せ先＞

釧路市総合政策部都市計画課（電話0154-31-4554）

ホームページ <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/>

上記トップページ検索バナーに「錦町駐車場テナント」を入力し、「釧路錦町駐車場」をクリックし、ページ下部より「釧路錦町駐車場附帯施設テナント募集中」へとお進みいただくと、物件概要の詳細が掲載されております。

（企画広報近代化委員会）

■ 支部会員 入・退会・移動情報

★ 退 会 (正会員)

1月28日 廃業
 釧路 (13)164号 (有)金子ハウス
 代表取締役 金子 幸作
 専任宅建士 小林 光憲 (釧路 280号)
 釧路市愛国東4丁目22-12
 Tel (0154)37-8922 Fax (0154)36-2245



★ 退 会 (準会員)

1月24日 事務所廃止
 石狩 (2)7934号 (株)常口アトム 釧路駅前店
 政令使用人 山崎 正行
 専任宅建士 山崎 正行 (釧路 889号)
 福士 里美 (釧路 891号)
 // 佐藤 慎也 (釧路 951号)
 釧路市北大通13丁目2-1 駅前ハマノビル
 Tel (0154)68-5391 Fax (0154)68-5395

★ 商号 (店名) 変更

(株)スウェーデンハウス 釧路店 (旧:スウェーデンハウス(株) 釧路店)
 (株)常口アトム 釧路支店 (旧:(株)常口アトム 釧路新橋店)

★ 代表者変更

(株)常口アトム 釧路支店 政令使用人 阿部 大介
 (株)土屋ホーム 釧路支店 政令使用人 小板 清二
 北海道セキスイハイム(株)中標津営業所 政令使用人 稲津 侑樹

★ 住所変更

(有)東商 釧路市共栄大通2丁目2-18
 Tel (0154)65-9011 Fax (0154)65-9015
 ノースエステート(株) 釧路市昭和南4丁目20-3
 Tel (0154)65-1720 Fax (0154)65-1730

★ 専任宅建士変更

(有)アクセス 就任 田中 弘純 (釧路 960号)
 (株)常口アトム 釧路新橋店 就任 新谷由紀男 (上川 2295号)
 // 退任 牧野 健治 (釧路 915号)
 // 退任 光永 健也 (石狩 13836号)
 (株)常口アトム 釧路支店 就任 佐藤 慎也 (釧路 951号)
 // 就任 橋本恵美子 (釧路 723号)
 (株)常口アトム 釧路公立大学前店 就任 牧野 健治 (釧路 915号)
 // 就任 福士 里美 (釧路 891号)
 // 退任 橋本恵美子 (釧路 723号)
 (株)スウェーデンハウス 釧路店 就任 伊藤 恒輝 (十勝 1264号)
 (株)土屋ホーム 釧路支店 就任 小板 清二 (空知 617号)
 // 退任 芳賀 健二 (石狩 15905号)
 (株)ユタコーポレーション イエス店 就任 佐藤 和也 (釧路 977号)

令和3年2月9日現在 正会員116名 準会員24名 計140名

(総務財務委員会)

行事・会議報告

本部

12月 8日(月)	第8回理事会	小泉本部理事、尾越本部監事	出席
12月16日(木)	令和3年度事業計画・予算編成に関する説明会	齊藤囑託職員	出席
12月22日(火)	第2回ハトマークグループ・ビジョンワーキンググループ	丸什本間建設(株) 代表取締役 本間弘人 氏	出席
1月29日(金)	第3回研修委員会	小泉本部理事	出席
2月 2日(火)	第4回企画事業委員会	鈴木本部委員	出席

支部

12月 5日(土)	全宅連提言書・全政連要望書提出	小泉支部長、真野副支部長	出席
12月 7日(月)	第2回相談研修委員会		
12月22日(火)	第2回総務財務委員会		
1月15日(金)	第2回委員長会議		
1月18日(月)	宅地建物取引士資格試験会場使用希望申込・協力依頼	小泉支部長、真野副支部長	出席
1月22日(金)	第8回運営委員会		
2月 4日(木)	令和2年度相談・苦情処理研修会		
2月 9日(火)	企画広報近代化委員会 広報誌発行事業担当者会議		

(総務財務委員会)

◆ 宅地建物取引士 法定講習日程予定 ◆

開催日	講習会場	受付期間
3月10日(水)	札幌市 アスティ45 4階 アスティホール	2月15日(月)～2月19日(金)
4月28日(水)	札幌市 北海道自治労会館 5階 大ホール	4月5日(月)～4月9日(金)
5月19日(水)	札幌市 北海道自治労会館 5階 大ホール	4月26日(月)～4月30日(金)
6月 2日(水)	帯広市 ホテル日航ノースランド帯広	5月10日(月)～5月14日(金)
6月 9日(水)	札幌市 北海道自治労会館 5階 大ホール	5月17日(月)～5月21日(金)
6月16日(水)	旭川市 アートホテル旭川	5月24日(月)～5月28日(金)
6月23日(水)	函館市 フォーポイントバイシェラトン函館	5月31日(月)～6月4日(金)
7月14日(水)	札幌市 北海道自治労会館 5階 大ホール	6月21日(月)～6月25日(金)
8月 4日(水)	札幌市 北海道自治労会館 5階 大ホール	7月12日(月)～7月16日(金)

(法定講習についての注意)

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の為、開催方法が変更になる場合がございます。
- ・有効期限の6ヶ月前から受講出来ます。
- ・宅建協会からの更新案内は、概ね有効期限の約3ヶ月前に道本部より郵送されます。(北海道知事の指定する「宅地建物取引士法定講習」の指定機関は2団体あります。)
- ・振興局へ住所変更をしていない場合や有効期限が切れている場合、更新案内は届きません。資格登録をしている方は、氏名・住所・本籍・勤務先について変更が生じた場合、登録している振興局に変更登録申請書を遅滞なく提出しなければなりません。

(相談研修委員会)

事務局からのお知らせ



支部会員会議 開催予定について

第10回支部会員会議は、4月27日(火)にANAクラウンプラザホテル釧路において開催を予定しています。案内及び会議資料は4月中旬に送付予定です。

「原状回復のてびき」の配布について

「原状回復のてびき」(賃貸トラブル予防ガイド)を同封いたします。業務の参考にご使用ください。なお、在庫が支部に多数ございますので、大家さんや入居者への配布用として希望がありましたら、事務局にお申し出下さい。

事務所の休業のお知らせ

2月16日(火)	宅建協会第3回不動産研修会
3月4日(木)	事務局都合
3月16日(火)	事務局都合

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大にともない、今後の対応が長期化される中、支部事務局へ来所の際には感染リスク低減のため次のようなご協力をお願い申し上げます。



- ・電話による照会、郵送による書類の受け渡し
 - ・事務所入口での手指消毒
 - ・咳エチケットへのご配慮(マスク等)
 - ・三密を避けるため来所の予約 釧路支部事務局 TEL: 0154-25-2222
- * 感染拡大時には業務時間を短縮する場合がありますので、ご確認をお願いします。
* 研修会等を開催する場合は、感染症対策を実施しながら開催させていただきます。

ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い致します。